

6 建企第 1 1 4 号
令和 6 年 8 月 8 日

関係団体各位

長崎県土木部
建設企画課長
(公印省略)

県が使用する積算システムの変更に伴う留意点について

長崎県の土木行政についてご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

県で使用している現行の積算システムについては、老朽化により基準改定等への対応が困難となっていることから、令和 6 年度の積算基準改定に合わせて、令和 6 年 10 月以降の起工設計書（単価適用年月日が 10 月 1 日以降）から新積算システムに変更します。

つきましては、下記に留意して頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 新積算システムを使用して発注する工事・業務

長崎県土木部が所管する事業（営繕事業は除く）及び長崎県水産部漁港漁場課が所管する事業で、参考資料の単価適用年月日が令和 6 年 10 月 1 日以降のもの。

2. 積算時における端数処理の変更

新積算システムへの変更に伴い、各経費の端数処理を国の運用に合わせた形に変更する。ただし、工事価格・業務価格の端数処理については、国は万円止めであるが、県はこれまで通り千円止めで運用する。

※明細書・代価表等を含む端数処理の詳細については、長崎県のホームページを参照のこと。

3. 施工箇所の子在する工事の積算について

新システムへの変更に伴い、施工箇所が子在する工事の積算においては、国の運用と同様に、一般管理費を子在の補正対象外とする。

※詳細については、長崎県のホームページを参照のこと。

4. 新積算システムのフォーマット

長崎県のホームページを参照のこと。

5. 縦覧設計書（参考資料）への資料添付について

参考資料の単価適用年月日が令和6年10月1日～令和7年3月1日となる発注工事・業務（令和6年10月1日より半年間）については、入札参加者への周知及び注意喚起のため「別添1」を添付する。

6. 長崎県ホームページ掲載場所について

URL<<<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>>>

または、長崎県 HP より

ホーム>分野で探す>まちづくり>土地・建設業>建設工事関係>積算基準公表図書>積算基準公表図書のページへ

【問い合わせ先】

長崎県土木部 建設企画課 技術基準班
TEL : 095-894-3025 (ダイヤルイン)

参考資料への添付資料（案）

工事・業務番号：〇〇〇〇

工事・業務名：〇〇〇〇

本工事（業務）の積算は新積算システムにより作成しており、各経費や代価表などの積算時における端数処理の方法が変更になっていることに留意して下さい。

新積算システムにおける端数処理の方法の詳細については、長崎県ホームページを確認して下さい。

<掲載箇所>

長崎県HPトップページより

ホーム>分野で探す>まちづくり>土地・建設業>建設工事関係>積算基準公表図書>積算基準公表図書のページへ

URL<<<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>>>